

第 9 回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

平成 3 0 年 8 月 2 4 日

葛 城 市 議 会

7. 調査案件

(1) 証人尋問について

開 会 午前9時35分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

きのうに引き続きまして、未処理金調査特別委員会を開会いたすところでございます。昨日は、大変時間も遅くなりまして、申しわけないと思っております。

きょうは、4名の方に証人尋問させていただきたいと思っております。また、開会時間がおくれたことに対してもおわび申し上げます。

委員各位におかれましては、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立の上、必ずマイクを近づけてから、ご発言されるようお願いいたします。

なお、報道関係者から写真、テレビ等の撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1)証人尋問についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本日、証人として岡本吉司君の出頭を求めておりましたが、昨日の証人尋問における発言内容等を精査する必要があるため、本日の岡本氏に対する証人尋問は取りやめ、後日に改めて出頭を求めることにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、本日の岡本氏に対する証人尋問は取りやめることといたします。

それでは、昨日に引き続き証人尋問を行います。

尋問方法については、昨日と同様に行いますので、ご承知おきをお願いいたします。

本日はまず、総田正彦氏から証言をいただきたいと思っております。

それでは、入室いただきます。

(総田証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理人、

弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

更に、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

総田証人 座ってよろしいですな。

下村委員長 はい、座ってで結構でございます。

総田証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月24日。

総田正彦。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(総田証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、当委員会に付託されました重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

委員の発言につきましても、証人の人権に十分留意されますよう、あわせてお願いいたし

ます。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限いたします。

1. 証人を侮辱し、または困惑させる質問。
2. 誘導尋問。
3. 既にした質問と重複する質問。
4. 争点に関係のない質問。
5. 意見の陳述を求める質問。
6. 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。

以上、ご留意の上ご発言ください。

それでは、ただいまより尋問に入ります。最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは総田正彦様ですか。

総田証人 はい、そうです。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

総田証人 そうです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、新町農道工事の外形的事実経過についてお尋ねをいたします。

葛城市新町111番2の土地（総田氏所有）は、一旦は平成18年度の補助事業で農道になる予定の土地だったのですね。

総田証人 それは知りません。

下村委員長 それがなぜ平成18年度では農道につくれなかったということも、これもわかりませんか。

総田証人 わかりません。

下村委員長 次に、111番2の土地を含む農道をつくろうという話が出てきたのはいつかわかりますか。

総田証人 後の方ですか、うちの北側の土地。

下村委員長 111番2の土地ですから、総田さんの土地を含む農道をつくろうという話が出てきたのはいつごろかご存じですか。

総田証人 平成26年ですか。平成26年ぐらいだったと思います。

下村委員長 平成26年の何月は、大体、わかりませんか。季節がいつごろであったとかいうこともわかりませんか。

総田証人 8月ごろやったと。

下村委員長 8月ぐらいね。平成26年の8月ごろですね。はい、わかりました。

一旦頓挫した農道整備が、どういうきっかけで再開することになったのですか。

総田証人 それは知りません。

下村委員長 あなたは、誰から、あなたの土地の提供を求められたのでしょうか。

総田証人 新町の区長さんだと思います、一番最初は。

下村委員長 お名前は、そのときの区長の。

総田証人 花内さんでしょう。

下村委員長 花内さん。

総田証人 名前、知りません。

下村委員長 花内さん、花内区長さんですね。

農道の土地の所有権は、個人から市に移しますね。

総田証人 はい。

下村委員長 農道の敷地の所有権を市に移すに際して、一般論として、市から所有者に対して代金の支払いはありますか。

総田証人 ありません。

下村委員長 111番2の土地の所有権は、無償で市に移すということになったのでしょうか。

総田証人 それは知りません。

下村委員長 市から総田さんに対してお金を払うことになったのでしょうか。

総田証人 それは、途中は知りません。途中経過は知りません。

下村委員長 お金を払うという話は、誰が言い出したことですか。

総田証人 2月か3月ぐらいに、岡本議員から聞きました。

下村委員長 2月か3月に。

総田証人 ぐらいだと、いや、もうちょっと前かな。もうちょっと前かもしれません。

下村委員長 これは平成何年。

総田証人 平成27年ですか。

下村委員長 平成27年。

総田証人 初めか、平成26年の暮れぐらい。平成26年の暮れぐらいでしょうね、恐らく。

下村委員長 平成26年の暮れぐらいに。

総田さんの方から、土地を提供するのに代金を欲しいとかいう話はされましたか。

総田証人 一切していません。

下村委員長 していない。

総田証人 ちょっとその辺の途中経過は、私、説明してもよろしいか。今の質問に関係があると思います。

下村委員長 はい、お願いします。

総田証人 その前に、私どもの裏の農道が、先にできましたですね。平成18年かなんかに、あの農道がつくるのをストップしたと、さっき、おっしゃいましたね。111を含む農道がストップしたとおっしゃいましたね。そのストップする前に、111は既に、私、無償提供していますよね。111を含めて、それから83、84か、ずっとL字型に、自分では大変な、たくさん無償で提供しています。だから、それは知っています。

その次に、ストップになったので、喜んでいたら、喜んでいたら、また工事をするのでという話は、一番最初、新町の区長さんがおっしゃっていました。あんだけ残っているんで、あ

れ、どうしてもやってもらいたいんだと。前のとき、建物が建っていましたからね。とまったのは無理ないと思います。それで、それをやってしまいたいんだという話は、新町の区長さんから最初に聞きました。

それから、それと関連してですけれども、その前に提供した111の1の土地が、どういうことか、所有権が登記されていないんですよ。それが、芝さんをつかまえて、私が申しわけないけど、かなり厳しく文句を言った覚えがあります。収用しといて、何で所有権、登記しないんだと。というのは、芝さんもようご存じやと思いますけれども、その前に、私がクモ膜下出血で入院しているときに、あの土地の寄附したことについて、寄附行為は売買と同じであるから、相続猶予になっている相続税と、それからその延滞金を払えという命令が来ました、入院しているときに。それで、そんなものは役場で払ってもらわれへんやろかという話をしたら、納税者は私やから、本人に行ってもらわないかんというんで、病院から抜け出して、金を払いに行きました。全部払いました。延滞金の方が、税金よりも高かったです。

というようなことがあるんで、寄附するもんだということは、当然、知っていました。それから、今度するについて、また当初は恐らくそうはおっしゃっていなかったけども、無料で提供せえという話だと思いました。

ほんで、私は、今現在、その土地は、農道は、道路は道路として有効に使えるじゃないかと、要らんやないかと言うて、反対した覚えがあります。それが、その前の年の8月ぐらいじゃないかと。何で8月かというて、8月に芝さんに名刺をもらいました。私、水道課へ行ったというて言うておられたんですが、そのとき初めて名刺をもらって、名刺をもらうと、私は日付を書くんですが、その日付が8月13日かなんかになっていますんで、それで言うたわけです。

以上です。

下村委員長 そういう経過があったという説明でございますね。

市は当時代金を支払う予算は用意していないのですが、どうやって払うことになったのでしょうか。

総田証人 それは、私、知りません。

下村委員長 わからない、はい。

次に、契約書作成の経緯についてお尋ねをいたします。

111番2の土地の売買契約書は、誰が総田さんのところへ持ってきましたか。

総田証人 それは、岡本議員です。

下村委員長 いつごろだったでしょうか。

総田証人 それも経過、関係があるんで、ちょっと経過を補足しながら説明したいと思います。

何で登記ができないんだと、芝さんに聞きましたら、いや、どないもならんのですわと。何でどないもならんのだと。そうしたら、何か、あれ、抵当権がついているのですわと。それはどういうことやねんと。抵当権抹消できないのかと、俺、金借りた覚えがないよと。そして、いや、それ、どないもなりませんのでと言うんで、それはどないかしてもらわないと、その次の話は全然受け付けられませんと、ご相談できませんと、相談に応じないちゅうて言

うてました。

そうしたら、その後、何とかしてくれという話は、以後、岡本さんを通じてだけ、私、聞いています。市役所の課長さんも部長さんも、一遍もお会いしたことありません。頼まれたことありません。

それで、岡本さんに、何とかならないかという話を聞きました。そうしたら、裁判が要ると、抹消するのにですね。それはどういう話やと言ったら、新町農事合名会社かいうのがあって、小作料を保証するために担保にとっている。したがって、それを、もうその会社はないわけですから、第一、永小作権そのものも、戦後、なくなっていますよね。そんなもの、消したらええやないかと言うたら、いや、それは裁判が要るらしいと言うんで、そんならどうするんやと言うたら、何か司法書士に一遍相談してみるという話を聞きました。

それで、以後、司法書士の若井さんですかね、若井さんという方も見えましたし、岡本さんも見えましたし、これはどうするのかというような話は、何遍もうちへ来ていただいてありましたし、それは道路をつくるために、さきの問題ですね。その問題がある限り、私は相談に応じないと言うてますから、その手続をいろいろしていただきました。それで何遍も来ていただいてますんで、何日か何回かは知りませんが、何遍も来ていただいた覚えはありません。

下村委員長 そういういきさつがあったという説明、ありがとうございます。

総田証人 そういういきさつです。

下村委員長 先ほど言われました裁判が必要ということで、裁判をなされたということですね。

総田証人 そうです。

下村委員長 そのときの弁護士は雇われましたか。

総田証人 それは、向こうが手配するからと、若井さんの方で手配してくれました。

下村委員長 若井司法書士が手配すると。

総田証人 はい、はい。

下村委員長 何というお名前、わかりませんか。

総田証人 知りません。

下村委員長 次に、契約書の体裁自体は、市と総田さんの売買契約ですね。

総田証人 そうです。

下村委員長 市は、この代金を支払う予算をとっていないですよという話は聞いておられましたか。

総田証人 知りません。

下村委員長 売買代金額が入っていますが、これはどのようにして決めたかご存じですか。

総田証人 それは、とにかく、私はそういうことで、道路工事そのものに反対していましたので、いろいろと何遍もおいでになる中で、その話が何遍も出ております。それで、今度は有償にしますという話が、途中で出てきました。それで、有償にするために、何ぼにするんですかと聞いたら、ちゃんと鑑定人を入れて評価しますと。それで、有償にしますからという話がありました。それも通じて、全部、議員さんが話ししておられまして、市役所からは、一遍もそういう工事に協力せえという話も聞いておりません。

下村委員長 今回の話は、岡本氏からずっと話があったということですね。

総田証人 そうです。そのとおりです。

下村委員長 次に、111番2の土地の売買代金の、葛城市宛ての代金の領収書を作成しておられますか。

総田証人 ああ、しています。

下村委員長 領収書の書式は誰が持ってきましたか。

総田証人 お金と一緒に領収書を持ってくるのは、当たり前だと思いますが。

下村委員長 誰が持ってきたか。

総田証人 それは、お金も領収書も岡本さんにいただきました。

下村委員長 岡本氏が持ってきましたか。

総田証人 はい。

下村委員長 売買契約書には、葛城市の公印が押してありますね。

総田証人 それは、お金をもらったときにもらったやつ、こちらへ出していますからわかると思いますが、すけども、ちゃんとした公印、私は少なくとも正規の公印やと思っていますけども、押してあります。これは、そのお金と一緒にもらいました。

下村委員長 続いて、葛城市の公印は、誰がいつどうやって押したのかわかりますか。

総田証人 それは知りません。

下村委員長 わかりませんね。

寄附証書、登記承諾書は作成しましたか。

総田証人 寄附証書は全然知りません。その名前そのものも一切知りません。それから、これは登記に必要な、今度ちゃんとやりますからと言って、その登記に必要な書類ですからと言うて、何かに押したのは覚えています。

下村委員長 ちょっと土地寄附証書というのを、書類がここにあるんで、ちょっと確認をしていただきます。

総田証人 はい。

関連ですが、寄附証書というのに判を押したら、金もらうちゅうのはおかしいんじゃないんですか。

下村委員長 普通考えたら。

総田証人 これね。はい、わかりました。

下村委員長 土地寄附証書に、総田さんの印鑑が押していますけど、これ、間違いありませんね。

総田証人 これは、登記に必要な書類や言うて、そのときに押した覚えはあります。これ、寄附証書という名前は、そのときも気がつかないんだな。

下村委員長 それは、岡本さんが持ってきましたか。誰が持ってきましたか。

総田証人 岡本さんが。

下村委員長 岡本さんがこれを持ってきて、印鑑を総田さんが押されたと。

総田証人 契約書と一緒に押しました。これ、契約書です。これは、今度ちゃんと登記しますから、登記に必要な書類です。

下村委員長 その次のページの登記承諾書兼登記原因証明情報という、ここにも。

総田証人 ありますね。それは知っています。

下村委員長 これは、総田さん、サインと印鑑がありますけど、間違いないですね。

総田証人 押しています。はい、間違いないです。これは知っていますよ。

下村委員長 これも、岡本さんが一緒に持ってこられましたか。

総田証人 はい。これ、先にやってんじゃないですかね。5月に、あ、これ、こっちの日付か。押し
た日付、載っていない。はい、私の判に間違いありません。

下村委員長 ここにある書類が、ちょっと日付が、土地寄附証書は平成27年2月17日になっており
まして。

総田証人 2月17日ですか。

下村委員長 はい。登記承諾書兼登記原因証明情報というのは、5月25日ですか、これ。

総田証人 これが、だから、あれでしょう。葛城支部って書いていますやんか。この日付違います
か、法務局の。

下村委員長 ということは、実際に書かれたのは、この2月17日、どちらも2月17日ということ
ですね。

総田証人 契約書と一緒に押していると思います。

下村委員長 全部ね。はい、2月17日。

総田証人 うん、これはこれに必要なやと言われて押していると思いますよ。

下村委員長 はい、わかりました。

次に、売買契約書とは矛盾する書類なのですが、変だとは思いませんでしたか。

総田証人 思いませんでした。

下村委員長 あなたは、なぜ矛盾する2つの書類を作成するのか、説明を求めましたか。

総田証人 これは登記に必要な書類ですという説明で、私は喜んで判を押しました。

下村委員長 売買契約書・寄附証書・登記承諾書・領収書は、それぞれ誰に渡しましたか。

総田証人 全部、岡本議員にですね。

下村委員長 次に、代金支払いについてお尋ねをいたします。

契約書記載の代金は支払われましたか。

総田証人 支払われました。

下村委員長 現金か、振り込みか、どのような形で支払われましたか。

総田証人 はっきりしていないですけど、現金だと思います。

下村委員長 現金で。

支払われた時期は、いつごろか。

総田証人 3月の6日じゃないかと思いますが。

下村委員長 3月の6日ですね。平成27年の3月6日ごろ。

受け取ったお金は全額自分のものとして保管しましたか。

総田証人 そっから先は、記憶も記録もございません。

下村委員長 このお金の一部を、誰かにお礼とかという形で渡したことはないですか。

総田証人 それはありません。

下村委員長 ないということですね。はい、わかりました。

それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かありませんか。

谷原委員。

谷原委員 きょうは、ご足労かけましてありがとうございます。また、当委員会で、ちょっと情報が不用意に漏れて、新聞記者等が押しかけたりして、大変迷惑をかけた中で、きょうもこうやってご協力のためにお越しいただいたこと、感謝申し上げます。

ちよっともう一度、一度話されたと思うんですけども、もう一度確認のためちよっとお伺いしたいんですが、L字型に道がなっております。そのときに、総田さんのおうちのぐりりですから、そこにも土地を提供。

総田証人 うちの両側です。

谷原委員 そうですね。かなり提供されたと思うんですけども、それは無償で提供されたんでしょうか。

総田証人 そうです、はい。

谷原委員 わかりました。

次にですけれども、その土地の一部が、一部だと思いますから、永小作権が抵当権として設定されていたために、これを解除しない限りは、次の、今、問題になっている農道をつけるということには話はならないので、これを解くということで、岡本議員とかが行き来されて、解除したということですけども、このときに、市の職員等は、若井司法書士とともに、総田さんのおうちに行かれたことはありますか。

総田証人 ないと思います。

谷原委員 ないですか、はい。

総田証人 ただ、外で会いましたからね、さっき申し上げましたとおり。うちの家の裏で、芝さんに会いましたからね。芝さんは、工事したいんやという話はしていましたよ。

谷原委員 立会とかされていると思いますけど。

総田証人 立会はしています。

谷原委員 そのときは、会っておられますね。

総田証人 これは、隣接地との境界ですからね。これはしています。

谷原委員 先ほどありました裁判でこれを解決しなければいけないということになりますよね。そうすると、弁護士も要ると。その費用は、どなたが負担をされたんでしょうか。

総田証人 それは知りません。

谷原委員 総田さんがその負担を。

総田証人 私は、する意思は全然ありません。当然、寄附したんだから、おたくでやってくれという感じですよ。

谷原委員 おたくというのは市の方ですよ。

総田証人 はい、市の方でやって。

谷原委員 当然、市の道になるわけですから、移転登記をするための作業で必要なことだから。

総田証人 それを何で5年も6年もほっといたんやということを、芝さんには責めていました。

谷原委員 無償提供したのに、ずっとそれが市に移ることなく、所有権が自分のものになっていたということですね。そのときは、解除するための費用、弁護士費用はそちらでということですから、葛城市に求めたと。

総田証人 そうですね。

谷原委員 はい、わかりました。

総田証人 固定資産税にも、令書にも書いてあるんですよ、ちゃんと。分けて、固定資産税はかかっていませんけど、私の所有として書いてあるんですよ。

下村委員長 ほかに。

西川委員、はい、どうぞ。

西川委員 本当に、総田さん、ご苦労さんでございます。

総田証人 はい、どうも。

西川委員 ちょっとインターネット中継ということで、本当に心苦しいんですけども、委員会でちょっと決めてるもので、ご了承いただきたいと思います。済みません。

先ほどからいろんなお話は、岡本議員から総田さんにあったということでございますけれども、そのときに、岡本議員は、市から頼まれて、私、来たんやと、こういうような話は出ましたか。

総田証人 それは知りませんね。私が、むしろ、登記未載問題の解決を岡本さんに頼んだんで、その引き続きで、たまたま工事したいとおっしゃっている時期であるということは知っていましたから、その続きでずっと来ておられるんだと思っていました。

西川委員 そうしたら、契約のときも、何もそういう市の話は出ずに、岡本さんが。

総田証人 市の方が来ないですから、岡本さんが持ってきた話に乗りました。

西川委員 はい、ありがとうございました。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 ご苦労さんでございます。少しお尋ねをいたします。

私も、この現場を見させていただきました。工事前と比較すると、非常に突き当たりの道が旧街道までつながったということで、便利になったんかなと、有効な道路であるかなというふうには思うんですけども、総田さんにとって、工事前と後の工事の有効性とといいますか、効果とといいますか、その辺のところはどういうふうにお感じですか。

総田証人 よく聞いていただいたと思います。想像していたとおり、駐車場として非常に有効に使われています、皆さんに。それから、今年の夏は、道路のはね返りで、恐ろしく暑かったです。それがなくても暑かったですでしょうけどね。それから、車がとまりますと、私の部屋はまだましですけども、女房の部屋は、寝ているところを上から見おろすわけになりますから、大変に、毎日文句を言われています、何であんなことしたんやと。ただ、私は、水路の改修と、それから水害予防の工事が全部一体でしたから、それを頼まれたんで、それはやむを得ない

など思っていますが、ありがたみは随分今年は痛感させていただきました。

増田委員 ありがとうございます。

下村委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の総田氏に対する尋問は全て終了いたしました。ありがとうございます。

証人におかれましては、ここでご退席をいただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(総田証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時20分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、北田善久氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、入室をいただきます。

(北田証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、本当にありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

更に、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。

この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めによるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

北田証人 良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月24日。

北田善久。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(北田証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは北田善久様ですか。

北田証人 はい、そうです。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

北田証人 はい、そうです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、新町農道工事の外形的事実経過についてお尋ねいたします。

葛城市新町110番4の土地（北田氏所有）は、一旦は平成18年度の補助事業で農道になる予定の土地だったのですね。

北田証人 それはわかりません。存じません。

下村委員長 次に、同じ110番4の土地と111番2と109番2の土地を含む農道をつくろうという話が出てきたのはいつですか。

北田証人 わかりません。

下村委員長 農道の土地の所有権は、個人から市に移しますね。ご存じですか、そのことは。もう一度言います。農道の土地の所有権は、個人から市に移すということをご存じですか。

北田証人 よくはわかっていませんが。

下村委員長 わからない、はい。

先ほど言いました110番4の土地の所有権は、無償で市に移すということでしょうか。

北田証人 いえ、それもわからない。

下村委員長 110番4の土地の件で、市との売買契約書があることはご存じですか。

北田証人 それはわかりませんが、後になって、あるのがわかり、見つかった。

下村委員長 後になってわかったという。

北田証人 はい。家の中を探して、見つかったということです。

下村委員長 家の中を探したときにあった。いつごろかわかりますか。

北田証人 それは、今月。

下村委員長 今月ですか。

北田証人 はい。

下村委員長 今言っていますこの契約書の件で、お父様から何かを聞かれているとか、何かご存じなことはないでしょうか。

北田証人 最初は無償提供の話をしていたと思うんですけども、途中からお金がもらえるようになったということは言っていました。

下村委員長 最初は無償提供の話だったけども、後日、お金がもらえるようになったということをお父様から聞いてられるということですね。いつごろかわかりますか、お父さんからその話を聞かれたのは。

北田証人 それも工事をする前かなと思うんですけどね。

下村委員長 最初は無償という話だったんですけども、有償になるという話は、お父さんからいつごろ聞かれたかわかりますか。そのお金を、いつもらえるようになったかという話は聞かれていますか。

北田証人 それも、いつとかというそこまで具体的には覚えていないし。

下村委員長 初めは、当初はお金は無償ということでしたけれども、お金をもらえるようになる経過は聞かれていますか。どうしてそのお金をもらえるようになったかというような話を、お父様から聞かれていますか。

北田証人 それは全然聞いていない。

下村委員長 内容は全く聞かれていないということですか。

北田証人 はい。

下村委員長 例えば、お父様自身がお金をくださいと言われたのか。逆に、誰かからお金を払いますと言われたのかというような話も聞かれておられませんか。

北田証人 それも聞いていないです。

下村委員長 代金が支払われたということで、葛城市宛てに領収書を書かれたということをご存じですか。

北田証人 いえ、知りません。

下村委員長 全くわからない。

北田証人 全くわかりません。

下村委員長 葛城市宛てに無償で寄附証書というのがあるんですけども、その証書の件はご存じですか。

北田証人 いや、全く知りません。

下村委員長 こちらに、無償で寄附をするという証書があるんですけども、その証書の件はご存じないですか。

北田証人 はい。

下村委員長 全くご存じないと。

北田証人 知りません。

下村委員長 登記承諾書もご存じないですか。

北田証人 全く。

下村委員長 110番4の土地の代金が、市の方から支払われたということをご存じですか。

北田証人 市からですか。

下村委員長 誰かから代金を支払われたということをご存じですね。

北田証人 もらえるようになったとは聞いただけで、具体的に誰からもらったとかというのは聞いていないです。

下村委員長 誰からもらったとかということはわからないと。けども、もらえるということは、お父さんから聞いておられるということですね。

登記書とかそういう書類、売買契約書とかそういう書類は、誰がお父さんに渡されたかということをご存じですか。

北田証人 それも全くわかりません。

下村委員長 お父さんがその土地の代金を受け取って、お礼として、どなたかにその一部を渡されたというような話は聞いておられますか。

北田証人 全く聞いていない。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移りますが、何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 きょうはどうもご苦労さまです。お父様のご存命中のことで、なかなかわからないとは当然だとは思うんですけども、きょうは、こういうふうな形でお越しくださって、本当に感謝申し上げます。

もう漠とした質問なんですけれども、農道をつけたということで、ついた後ですけど、お父さんは何か農道のこととかについておっしゃられたことはありますか。何か聞いていて、覚えておられることがあったら、何でも結構です。

北田証人 済みません。特に何も聞いていないです。

谷原委員 わかりました。ありがとうございます。

下村委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の北田氏に対する尋問は全て終了いたしました。証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。まことにありがとうございます。

(北田証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時35分

再 開 午後 1時30分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、花内勉氏から証言をいただきたいと思えます。

それでは、入室いただきます。

(花内証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の

禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

花内証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月24日。

花内勉。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(花内証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

最初に、人定尋問を行います。

まず、あなたは、花内勉様ですか。

花内証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

花内証人 はい、そうです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、新町農道工事の外形的事実経過についてお尋ねいたします。

あなたは、平成27年当時、新町区長でしたね。

花内証人 はい。

下村委員長 区長の仕事というのは、どのようなものですか。

花内証人 区民を指導する中で、区民のために先導し、勉強し、引っ張っていく責任があると思います。

下村委員長 次に、新町110番4の土地（北田氏所有）と111番2の土地（総田氏所有）、109番2の土地（新町土地改良区所有）というのは、一旦は平成18年度の補助事業で農道になる予定の土地だったのですね。

花内証人 それは存じません。

下村委員長 わからない。

花内証人 わかりません。

下村委員長 なぜ、ここに農道をつくることになったというのも、わかりませんね。

花内証人 はい、わかりません。

下村委員長 次に、110番4の土地と111番2と109番2の土地を含む農道をつくろうという話が出てきたのではいつごろかわかりますか。

花内証人 日にちはわかりませんが、もう言うてみれば、私が区長になる前からそういう構想はありました。

下村委員長 花内さんが区長になる前から、こういう話はあったということだけはわかっておりますね。

花内証人 はい。

下村委員長 一旦頓挫した農道が、どういうきっかけで再開することになったのですか。

花内証人 つきましては、あの3筆の中で、入り口のあれ、谷原さんという地なんですけども、番地はちょっと覚えておりませんが、工場が建っておりまして、それがどうしても取り除きできない。また、交渉もしたんですけども、壊せない、また譲ってもらえないということで、ずっとできずにきたわけです。

下村委員長 具体的に話がなぜ動き出したかということをご存じですか、農道をつくると。

花内証人 動き出したのは、この土地といいますか、工場がどっかに転売されて、更地になったというのが、復活した、私が動いた始まりです。

下村委員長 あなたは、農道の建設に向けて、行政や地権者などへの働きかけはされましたか。

花内証人 交渉ですね。その後、協力依頼ということで動きました。

下村委員長 農道の土地は全部で何筆くらいありましたか。

花内証人 ぐらいというよりも3筆です。土地改良も入れまして3筆です。

下村委員長 農道の土地の所有権は、個人から市に移しますね。

花内証人 はい。

下村委員長 農道の敷地所有権を移すに際して、一般論として、市から所有者に対して代金の支払いはしますか。

花内証人 それはないと思います。

下村委員長 ないということですね。

新町の中のほかの農道の土地は無償提供でしょうか。

花内証人 はい、80何筆は無償提供です。

下村委員長 110番4の土地と111番2の土地、109番2の土地の所有権は、無償で市に移すということで話はまとまったのでしょうか。

花内証人 私は、それについては、前後しますけれども、覚えておりませんが、1つは土地改良区の土地につきましては、一応土地改良区の名義になっておりましたが、北田さんと総田さんにつきましては、協力依頼をする中で、いろいろ折衝をさせていただくことはございますが、それについての内容につきましては、ちょっとまた出ると思いますので、今はちょっと控えさせていただきます。

下村委員長 農道の敷地のうち、ほかの土地は無償提供することで所有者が承諾してくれたのですか。

花内証人 意味がわかりませんが。

下村委員長 農道は全てで5筆なんですけれども、まず、それは。

花内証人 知りません。

下村委員長 知らないということであれば、3筆は有償で、あとの2筆は無償とか、そういうことも全然ご存じないということ。

花内証人 いやいや、その過程はございます。

下村委員長 ちょっと、それを説明していただけますか。

花内証人 特に北田さんの土地につきましては、一応入り口の土地改良区の方で購入した土地がございましたので、それをきっかけといたしまして、北田さんの方へ協力依頼へあがったわけです。即答は返っておりませんが、交渉し、そしてまた北田さんの亡くなったお父さんでございまして、土地改良区で購入した土地については、村の方ではオープンになっておりますから、隣の土地が有償で、私が無償というのはという、困るといいますか、もうちょっと考えてもらいたいというようなことは、交渉の段階でございました。

下村委員長 総田さんの方はどうでしたか。

花内証人 同じく、タイミングは多少、日にちは多少ずれておりますけれども、よく近い月、総田さんの方へも一応協力依頼にあがったと。ところが、総田さんの方からは、まず協力もするのはさておいて、土地の名義の件でちょっとややこしいことがあるんだというようなこともちょっと聞きましたので、それについては、私はそういう登記のことについてはわかりませんから、そうですかと。そういうことから、話としては持ち帰りまして、総田さんまたは北田さんの話につきましては、農林課の方に、こういう話が有償ということで出ておるんで、ひとつお願いしたいというのは交渉をお願いしたい。そうした中で、私は立場上、区長でございまして、そうした中で、特に区民である北田さんにお話ししたのは、先ほども申しましたように、80何筆の、前、この分筆について、全員無償で提供していただいております。それにつきまして、北田さんの今回の土地の有償、無償についての交渉については、私が立場上交渉して、もしも有償になった場合には、新町区としては、やはり何十年続く村でもございまして、今後、やっぱり子ども、孫の方に、いや実はあそこの田んぼが有償で買われたんやと。だから、今後、この土地を村として使うに、無償でお願いするわと言うたときに、あのとき、区長がこう言ったじゃないかということもあろうかと思ひまして、交渉につきましては、そこで打ち切る中で、農林課の方に、こういうことになっているから、後、引き続きひとつ交渉をお願いしたいという格好でお願いしたわけでございます。

下村委員長 そのときの農林課の担当者のお名前は覚えていらっしゃいますか。

花内証人 芝さんです。

下村委員長 総田さんから、その土地を有償でという話がありましたか。有償でお願いしたいと。

花内証人 いや、もうそこまでは、私のお願いにあがった時点では、有償も無償も、まずこの難しい、何かわからん、登記上の問題があるんだということを知りましたので、もうこれは私が手に負えないというよりも、そんな不動産についてわかりませんから、もうそれで、一応農林課

といたしますか、お願いするという格好で帰ったというか、話は打ち切ったわけです、私の方からのお願いは。

下村委員長 葛城市の担当の方から、市側の回答はどうでしたか。

花内証人 回答といたしますよりも、その後については、もう私は値段交渉についてはまるっきしお任せということでしておりましたので。ただ、日にちははっきりしませんけれども、途中だったと思うんですが、大体は単価としては坪4万円ぐらいかなというようなことは、電話で連絡いただいたような気はしております。

下村委員長 誰から電話をもらわれましたか。

花内証人 芝さんです。

下村委員長 市の方で、その敷地の代金を支払う予算を用意しているということは言われましたか。

花内証人 それは全く聞いていません。

下村委員長 用意はしていないという。

花内証人 いや、お金のことは一切聞いておりません。

下村委員長 どちらも聞いていないわけですね、お金に関しては。

花内証人 はい。

下村委員長 次に、契約書作成の経緯についてお尋ねいたしたいと思います。

市と110番4、111番2、109番2の土地所有者との間で、売買契約書が作成されていることはご存じですか。

花内証人 いえ、その3つについては、私は知っておりません。

下村委員長 ご存じないということですね。

花内証人 はい。土地改良区の分については、一応、私は見させてもらいました。

下村委員長 土地改良区の方の契約書はあるということをご存じですね。

花内証人 はい、見させてもらいました。私はじかに。

下村委員長 それを見られたのはいつごろでしたか。

花内証人 感覚とすれば平成27年ぐらいかと思いますね。

下村委員長 平成27年ということだけわかりますか。

花内証人 平成27年の前半だったかわかりませんが。

下村委員長 前半ぐらいですね。何でその契約書を見られたかということは。

花内証人 いやいや、これは、一応、岡本議員の方から、私が一応新町としてのやっぱり区長であり、渡したわけで、私が預かるということで預かって、土地改良区の方へ、それは渡したということですよ。

下村委員長 この契約書は、誰がなぜ作成したものか、知っておられますか。

花内証人 全く知りません。

下村委員長 わかりませんか。

花内証人 はい。

下村委員長 代金の領収書があることはご存じですか。

花内証人 はい。

下村委員長 ご存じですね。3筆、総田さん、北田さん、土地改良区の領収書があることをご存じだと。

花内証人 いや、それは知りません。

下村委員長 どの部分の領収書。

花内証人 土地改良区です。

下村委員長 土地改良区だけね。

花内証人 はい。

下村委員長 それは、なぜご存じですか。

花内証人 一緒に見せてもらいましたから。一緒にいいですか、売買契約書のときと同時だったと思います。

下村委員長 売買契約書のときに見られたと。

花内証人 はい、同時だったと思います。

下村委員長 売買契約書には、葛城市の公印が押してあるのですが、誰がいつどうやって押したのかご存じですか。

花内証人 全く知りません。

下村委員長 登記上は、110番4、111番2、109番2は寄附になっており、売買契約書とは矛盾するのですが、なぜ矛盾する書類が作成されているか事情はご存じですか。

花内証人 わかりません。

下村委員長 次に、代金支払いについてお尋ねいたします。

あなたは土地代金の支払いにかかわりましたか。

花内証人 かかわるというよりも、土地改良区の分についての150万円は預かりました。

下村委員長 誰からそれを聞かれた。

花内証人 これは岡本さんです。岡本議員です。

下村委員長 岡本議員に聞かれたということですね。

預かったのはいつかわかりますか。

花内証人 ただ、感じとしたり、平成27年の4月ぐらいじゃなかったかなという。

下村委員長 平成27年の4月ぐらい。

花内証人 ぐらいやったというか、もうちょっと、はい。

下村委員長 はい、わかりました。

その預かったお金はどうされましたか。

花内証人 土地改良区の方には渡した。

下村委員長 土地改良区の方に渡されましたか。

花内証人 はい、渡しています。

下村委員長 どなたでしたかね、土地改良区の。

花内証人 理事長が扇田でしたんで、扇田だと思いますが、扇田土地改良区理事長。

下村委員長 お名前はわかりませんか。

花内証人 扇田潤一です。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 きょうはどうもご苦労さんであります。

最初におっしゃいましたように、区長の仕事として、日ごろから区民のためにご努力されていること、敬意を表します。また、このたびは、新町農道の件に関しまして、一部情報が、個人情報で漏れたりして、区民の方には大変なご迷惑をかけたと思います。

その中で、陳情書を区長の方からいただいて、この件について、区民の要望なりいただいておりますけれども、残念ながら、ちょっと当委員会でもまだそこまでの陳情をちゃんと受けて、それなりに何らかのことができるまで至っておりませんけれども、きょうはこのような形で事実を明らかにするというので、お越しいただいたこと、本当に感謝しております。

質問でありますけれども、そもそも農道を、今回問題になっている旧道に真つすぐ接続する5、60メートルだと思っておりますけれども、その農道をつけないといけないという話は、どういうところから出てきたのでしょうか。

花内証人 これにつきましては、JRのガードまで約100メートルあるんですけども、ここまで来るのに、これで、平成22年から、この工事をやるまでの平成28年まで、5つの工事を、河川工事をやっております。

これは、新町につきましては、一番入り口であって、一番大事な河川というよりは水路です。川幅が50センチないんです、一番狭いところは。そういう川幅の水路から、新町の耕作面積、今は多少減ってはおりますけれども、24町歩の水田を賄う水路です。つきましては、やはり先に申しましたように、3回ほどの水路工事と、そしてまたJRの西側に新町池がございます。この池には、甘田川という川が流れておりまして、約200メートルあるんですけども、この200メートルも、平成24年と平成25年に、一応工事をしていただいて、池の決壊したら大変だということでやっていただいた。その格好での中での、今度が東向いての工事だったということと、今、言いますように、ちょうど角っこには、東へ流れる水路、そしてまた北へ流れる水路の分岐点です。これが、今、言いましたように、24町弱の水田を賄うべき水路のところにあるので、ここが全然水路がまズかったもんですから、夜中になったら、やはり水の取り合いになったわけです。

土のうを置いて、東へ流す。そして、朝、見に行ったら、水路は北側へ向いとるというようなこともありまして、これではやっぱりけんかのもとにもなるかもしれない。そういうことはひとつがあったので、水路の補修ということでお願いしたと。

もう1件につきましては、これは農道であるんですけども、ここには、我々としては、東から入ってくる緊急用の道路がございません。そして、新町の一番南の端、または逆に、これは南新町には行っておりませんが、南新町の北の端、ここに6メートルほどの道をつけることによって、現在は50メートルほどですけども、することによって、ここに、いうたら水の便としては一番いいわけです。しいては、多分消防自動車は3台とまるでしょ

う。そして、今言っていますこの水路には、西から新町のため池がございますので、このため池の水門をあければ、1分とかからず、水が来ます。そういう防災ということもひっくるめた中で、ぜひともやらせてもらいたい。そして、また甘田川の擁壁の拡幅といいますか、盛り上げで、ある程度、水害の方も軽減できたと。そういう面では、新町で見ましたら、防災という面では絶対に必要であると。だから、これがもしもできなくても、土地改良区が確保した道があれば、私が区長をやめて、またかわりの代になっても、いつかはそういう道ができるだろうという格好から、絶対、私が確保しとかなければ。農免道路といいますか、私としたら、農免道路と言っていいのか、言うてみれば、緊急用の、例えば防災用の駐車場でもいいんじゃないかと、名目はというぐらいに思うぐらい、大事な現在の農道であるということでございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 そういう農道について、つけたいということで、要望を地元からもあったでしょうけれども、それを市に伝えられたときに、農林課の芝さんだけですか。ほかの方にも、その旨は何らかの機会に伝えられたのでしょうか。

花内証人 いや、それはもう芝さんだけで、何度も何度も農林課へ行ったわけじゃございませんし、随時、それだけの5回も工事をやっているわけですので、また工事の起きる折に声かけということで、多分、私は、部長とか上の方の方には話していないと思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ということは、当時、産業観光部の部長であった河合良則さんとは面識はないと。そこには、話をしたということはないと。

花内証人 記憶ないですね。

谷原委員 はい、わかりました。

下村委員長 はい、よろしいですか。

ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 本当にご苦労さんでございます。こういう場、本当に心労をおかけいたします。

ちょっといろいろの区長としてのあれで、委員会としても、個人の方を呼んで、こういうことはちょっと委員としても気を使っているんですけども、お聞きせないかんところだけ、ちょっとお聞きさせていただきます。済みません。

北田さん、総田さんのことに関してではなしに、先ほど区長さんがおっしゃった109番2、これは土地改良区が所有していると。このことに関しては、売買の契約書も見たと。こういうふうにおっしゃっていただいていると思うんですが、そのところに、公印が押されて、売買契約書ですから、葛城市と土地改良区の売買と、こういう形の契約書になっていたということはご認識いただいているのでしょうか。

花内証人 いや、そこまで私は確認できていないですね。

西川委員 そこが、言えば、先ほど区長さんがおっしゃったように、一番不思議なのは、ずっとおっしゃっていた、今ずっと説明されていた農道というのは、ほとんど無償提供でしてこられた

中で、この部分だけが、僕らがつかんでいる中では、3筆だけは、葛城市と土地所有者との売買契約があるということを確認しているんです。それを、区長さんにお尋ねしても、そこらはわからないということであれば、それはもうそれで置いておきますが、今、谷原委員がおっしゃったことにもダブるんですが、岡本議員が、こういう報告書というのを出されているんですが、その中で、これはもう返事があったんと思うんですけども、平成26年の10月ごろに、産業観光部長の河合さんに、花内さんの方から、本件農道用地新町109番から112番の取得に関しては、無償ではなく有償でお願いしたいということ、河合部長に花内区長から申し出があったと。こういうふうなことをおっしゃっているんですけども、それは、今おっしゃったように、河合部長とは、そういう話はしていないということによろしいんではないかな。

花内証人 そうですね。話については、私の記憶では、芝さんにそういう話を、一応話があったということにつきましては、さしてもうとります。

西川委員 もう一つ、同じようなことなんですが、平成27年の2月の末に、取得価格は4万円程度になる見通しであるということ、河合さんから花内区長は受けられたということではないんですね。先ほどは、芝さんからそういう話があったということですね。

花内証人 その辺については、私は芝さんの方からということでは認識しております。

西川委員 どうもありがとうございました。

下村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の花内氏に対する尋問は全て終了いたしました。

証人におかれまして、ここでご退席いただいて結構でございます。まことにありがとうございます。

(花内証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時01分

再 開 午後2時15分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、扇田潤一氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、入室いただきます。

(扇田証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係に

あった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

扇田証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月24日。

扇田潤一。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(扇田証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。

まず最初に、人定尋問を行います。

まず、あなたは、扇田潤一様ですか。

扇田証人 はい、そうです。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

扇田証人 はい、そうです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、新町農道工事の外形的事実経過についてお尋ねをいたします。

葛城市新町109番2の土地（新町土地改良区所有）は、一旦は平成18年度の補助事業で農道になる予定の土地だったのですね。

扇田証人 いや、それは、私はわかりません。

下村委員長 わかりませんか、はい。

次に、109番2の土地を含む農道をつくろうという話が出てきたのはいつかわかりますか、いつごろかというの。

扇田証人 いや、それもわかりません。

下村委員長 わからない、はい。

実際に、その農道が完成しているのはご存じですね。

扇田証人 あ、もちろんです。家の近所なんで。

下村委員長 その農道の工事をするのが、いつその話が出てきたというのはご存じですか。

扇田証人 いつ出てきた。

下村委員長 そうしたら、工事が始まったのはいつかご存じですか。

扇田証人 年数はわかりませんが、工事がかかりましたんは、自宅に近いんですんで、極力、仕事終わり、毎日見るようには心がけてはありました。

下村委員長 大体いつごろかわかりますか、その工事が始まったというのは。

扇田証人 いや、それはわかりません。

下村委員長 どうして農道をつくることになったということを、あなたはご存じですか。

扇田証人 農道をつくるようになったというのは、私、平成26年、27年、土地改良区理事長をさせていただきまして、前理事長からも、その話は聞かせていただいております。

下村委員長 地元の方から、新町の土地改良区の方から農道を整備してほしいという要望は、地元の方からでていましたか。

扇田証人 いや、そこら辺も私ではわかりません。

下村委員長 わからない。どこから出たというのかわかりませんか。

扇田証人 それはわかりません。

下村委員長 農道の土地の所有権は、個人から市に移しますね。移すということは、所有者から葛城市に移しますね。それはご存じですね。

扇田証人 所有者というのは、土地改良区の名義の分の土地ということですか。

下村委員長 そうそう。

扇田証人 あ、そうです。

下村委員長 ご存じですかね。

農道の敷地の所有権を市に移すに際して、一般論として、市から所有者に対して代金の支払いはありますか。

扇田証人 代金の支払いはあります。あったと認識しております。

下村委員長 今回は代金は入っていますが、農道の敷地の所有権を市に移すというときに、市が代金をその所有者に払うということは、今まであったということはお存じですか、そういうことがあったということ。なかったか、あったかということ。

扇田証人 いや、それは知らないですね。過去ですね、今の件じゃなくて。

下村委員長 はい、今の件じゃなくてね。

扇田証人 はい。

下村委員長 ご存じないと。そういうことはわからないということですね。

扇田証人 そうですね、わからないですね。

下村委員長 地番の109の2は、平成23年11月3日に、勝根さんから買っているようですが、なぜ買ったのでしょうか。

扇田証人 その土地の購入におきましては、私の理事長時代のときではございませんので、お答えのしようがないんですけど。

下村委員長 わからない。

扇田証人 そうですね、わからないですね。

下村委員長 109番2の土地の所有権は、無償で市に移すということになったのでしょうか。

扇田証人 無償ていうのも、そこら辺はちょっとわからないです。

下村委員長 わからない。

扇田証人 はい。

下村委員長 市から新町土地改良区さんに対してお金を払うことになったのでしょうか。

扇田証人 もう一度お願いします。質問をもう一度。

下村委員長 葛城市の方から新町土地改良区に対してお金を払うことになったのでしょうか。

扇田証人 なっています。

下村委員長 お金を払うという話は、誰が言い出したことですか。

扇田証人 いや、これが、私もわからない。覚えてないですね。わからないですね。

下村委員長 わからない。

扇田証人 はい。

下村委員長 葛城市は当時代金を支払う予算は用意していないのですが、どうやって払うことになったのでしょうか。

扇田証人 いや、それは葛城市サイドですんで、私らの方からは関知できないけど。

下村委員長 何も聞いておられないし、わからないということよろしいですか。

次に、契約書作成の経緯についてお尋ねをいたします。

109番2の土地の売買契約書は、誰が新町土地改良区のところへ持ってきましたか。

扇田証人 いや、そこもちょっと私、記憶にないんでわからないんですけど。

下村委員長 記憶にない、わからない。

いつごろかというのもわかりませんね、当然。

扇田証人 その契約書のときですね。

下村委員長 はい。

扇田証人 わからないですね。

下村委員長 ちょっとこちらの書類がありますので、ちょっと見ていただきたいと思います。

今ごらんいただいている土地寄附証書なんですけれども、氏名は新町土地改良区と書いて、これ、土地改良区の印鑑を押しているんですけれども、これは扇田さんが押されたと、捺印されたということで理解してよろしいでしょうか。

扇田証人 これは原本ですね。いや、これも、ちょっと私、覚えていないですね。

下村委員長 その次のページにも、土地改良区代表者の印鑑及び資格証明願というので、理事長扇田潤一さんで、これも印鑑を押しているんですけれども。

扇田証人 これですか。あ、ほんまやな、僕の自筆ですね、これ。これも、私自身、ちょっと覚えてないですね。

下村委員長 その次のページにも、登記承諾書兼登記原因証明情報という書類があるんですけど、これにも扇田潤一さんのサインもあるんですけれども。

扇田証人 このサイン、これ、私の直筆ですね。

下村委員長 これは、扇田さん本人の直筆ということですね。

扇田証人 はい。

下村委員長 次は、土地売買及び補償に関する契約書なんですけれども、その契約書作成費用の負担ということで、その3ページか4ページぐらいのところに、一番最後の方に、理事長扇田潤一さんということで、印鑑が2つきちっと押されていますけれども、これはご存じですか。

扇田証人 これ、印鑑を押した記憶、何かございますね。

下村委員長 ありますか。

扇田証人 あります、はい。

下村委員長 はい、わかりました。

扇田証人 これは覚えています。

下村委員長 それでは、契約書作成の経緯についてお尋ねいたします。

109番2の土地の売買契約書は、誰が新町土地改良区のところに持ってきましたか。

扇田証人 いや、覚えてないですね。

下村委員長 覚えていらっしゃらない。

扇田証人 はい。

下村委員長 契約書を書かれたのは、いつごろかご存じですか。先ほどの契約書。

扇田証人 いや、書かれたのは、私は、いつ書かれたか、それはわからない。

下村委員長 判こを扇田さんが捺印された、大体の日付といたしますか。

扇田証人 いや、年度でしたら平成27年とは思いますが、それ以上のことは覚えてないですね。

下村委員長 平成27年だけはわかりますか。

扇田証人 はい。

下村委員長 その契約書に売買代金額は入っていますが、この金額はどのようにして決められたのでしょうか。

扇田証人 いや、それもわからないですね。覚えてないですね。

下村委員長 109番2の土地の売買代金の、葛城市宛ての代金の領収書を作成していませんか。

扇田証人 いや、そこも覚えてないです。

下村委員長 領収書のことも覚えていらっしゃるやらない。

扇田証人 はい。

下村委員長 売買契約書には、葛城市の公印が押してありますね。

扇田証人 ええ、この契約書は覚えていますんで、これは公印と。

下村委員長 葛城市のその公印は、誰がいつどうやって押したのですか。ご存じありますか。

扇田証人 ありませんね。これはわからないです。

下村委員長 わからない。

扇田証人 はい。

下村委員長 誰が寄附証書、登記承諾書を持ってきましたか。

扇田証人 いや、これも覚えてないですね。

下村委員長 売買契約書とは矛盾する書類なのですが、変だとは思われませんでしたか。

扇田証人 その時間差がいつかどうかわからないんで。

下村委員長 承諾書に、寄附とありますし。

扇田証人 そうですね、あります。

下村委員長 ほんでまた正式な売買契約書もあるんですが。

扇田証人 今、思えば、矛盾というのはわかりますけど、その当時では、そういう認識はなかったと思います。

下村委員長 その当時は認識がなかったということですね。

先ほどの書類を持ってこられたのは、葛城市の職員かそれ以外の人物かというのは覚えていらっしゃるいませんか。

扇田証人 覚えてないですね。

下村委員長 売買契約書・寄附証書・登記承諾書・領収書は、それぞれ誰に渡されましたか。

扇田証人 いや、これもちょっと覚えてないです。

下村委員長 次に、代金支払いについてお尋ねをいたします。

契約書記載の代金は支払われましたか。

扇田証人 はい、支払いを受けました。

下村委員長 誰から。

扇田証人 これは、当時の新町区区長から預らせていただいております。

下村委員長 当時の新町区の区長ですか。お名前は。

扇田証人 新町区の花内勉区長でございます。

下村委員長 花内勉さんですか。

扇田証人 はい。

下村委員長 現金か振り込みか、どのような形で支払われましたか。

扇田証人 はい、金種は現金でいただきました。

下村委員長 その支払われた時期はいつごろだったか。

扇田証人 私の記憶では、平成27年の4月から5月にかけてだと記憶しております。

下村委員長 4月2日じゃなかったですか。覚えていらっしゃらない。

扇田証人 いや、細かい日付までは覚えておりません。

下村委員長 支払われたお金は、新町土地改良区のお金として保管されたのですか。

扇田証人 そうです。区長から現金をいただきまして、その日のうちに、当時の会計担当理事に連絡をいたしまして、ほんで、直ちに新町土地改良区の会計の方へ入金という指示をしております。

下村委員長 そのお金の中から、どなたかにお礼として幾らか渡されたというようなことはありますか。

扇田証人 それはないです。

下村委員長 ないですか。はい、わかりました。

それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かございませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 本当にきょうはお忙しい中、まことにありがとうございます。

ちょっと先ほど話を聞いていて、1個だけ再度確認です。

平成26年から27年度に理事長を扇田さんはやっていたらということで、その前の理事長さんから、いわゆる農道の工事の意義について、こういう必要性で工事をするということを聞かれたというふうに、先ほど、私、伺ったと思うんですが、これはどういった意義があるという、具体的にどんな話だったか教えていただけたらと思います。

扇田証人 先ほどそういう意義があるとは、私は言っていないと思うんですけど、はい。

吉村始委員 そうですか。じゃ、ちょっと私の聞き間違いですか。

扇田証人 はい。

吉村始委員 前理事長からその話を聞いたというのは、何を聞かれたんですかね。

扇田証人 前理事長から聞いたんは、農道拡幅のために、前理事長は土地を土地改良区の名前として購入したと。それを聞かせていただいて、それを引き継いだということです。

吉村始委員 ありがとうございます。

下村委員長 ほかにありませんか。

谷原委員。

谷原委員 きょうはどうもご苦労さまです。

契約書のことなんですけれども、この契約書は、どなたが扇田さんのところに持ってこられたのか、記憶ございますか。それは、新町区長から持ってこられたということはないでしょうか。区長さんの方から持ってこられた、あるいは市の職員からということなんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

扇田証人 ちょっとそこら辺、記憶にないんで、はい。

谷原委員 はい、わかりました。

扇田証人 済みません。

谷原委員 そうしたら、契約書は確かにご自身が自筆、捺印されているということはあると思うんですけれども、この契約書のやりとりについて、普通、相手方を確かめますよね、契約書の。葛城市長山下和弥となっているわけなんですけれども、契約書をつくるときは、大体2通つくりますよね。そのときに、2通捺印して、返されて、後からもう一通、今、手元に多分あると思うんですけれども、それを持っておられたんでしょうか。その契約書の行き来はどういう感じだったか、ちょっと覚えておられたら。今、一般的なお話をしましたけどね。それはちょっと思い出す上での、こういうことなんかなということ、ちょっとお話はしたんですけど、正確に何か思い出せることがあったらお願いしたいんです。

扇田証人 契約書2通あるのも覚えていまして、土地改良区の理事長という印も押したんは記憶があるんですけど、それが誰を持ってきたかというのは、ちょっと私も記憶にないんですけど。2通あるのは覚えておりました。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 だから、その2通を、それで多分お渡しになって、写しか何かをまた後日いただいたということですよ。2通はそのまま手元にあったわけではないですね。

扇田証人 ないです。

谷原委員 だから、そのときに1通ずつ分けたのかということもありますか。そこら辺の記憶はないですか。

扇田証人 多分、そこで、多分というのはあれですけど、1通いただいて、土地改良区で保管していたと思います。

谷原委員 はい、わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 本当にご苦労さんでございます。こういう場で、ちょっとなれん場へ来ていただいて、本当に申しわけないなと思っております。

ちょっと基本的なことをお伺いしたいんですが、土地改良区の理事長をご苦労さんですけどやっつけていただいているという中で、今まで農道整備というか、農道を整備する中で、一般的には土地は無償提供をしてきて、整備してきたというふうなご認識はありましたか。このことに限らずですね。

扇田証人 一般論としてですか。

西川委員 はい。

扇田証人 いや、有償、無償というそういう認識は、はっきりと私、持っておりませんでした。

西川委員 ということは、今まであの農道というのは、東の方からずっと整備されてきていますよね。それはご存じですね。

扇田証人 あ、もちろんです。

西川委員 そのときには、その方々は無償でされたというふうなことは、無償提供されているというふうなことは、お聞きなんですか。

扇田証人 いや、道ができたというのは理解しているんですけど、それが有償か無償かというのは、関心がないというか、それは知らなかったですね。

西川委員 あ、そうですか。

それと、ほとんどのことはおわかりにならないということでございますけれども、契約書にサインをしたというか、判を押した。これは覚えていると。それともう一つは、寄附行為には判こを押した、寄附証書。それは覚えている、こうおっしゃったんですね。土地寄附証書に改良区の印を押したというのは覚えておられるんですか。

扇田証人 いや、これは覚えていないです。

西川委員 そうですか。

それと、契約書は、今見ていただいていると思いますが、葛城市との契約になっています、売買の。そして、扇田理事長は、このお金は葛城市から支払われたというご認識なんですか。

扇田証人 そうです。この現金をいただきましたけれども、これは葛城市様から農道の代金としていただいたという認識でおります。

下村委員長 西川委員。

西川委員 結構です。今となつては、これが矛盾しているという、今となつてはおかしい、矛盾しているなということをお感じやということですね。

扇田証人 そうですね。ここに土地寄附証書という書類を見させていただきまして、寄附となつていて契約書やから、矛盾というのはわかります。

西川委員 なるほど。今になつてですね。その当時は、この寄附証書にも印鑑を押した覚えがないとおっしゃっているんですから。

扇田証人 そうです。

西川委員 どうお聞きしてええんか。

下村委員長 ちょっと関連してなんで、理事長の印鑑ですね、先ほどの印鑑、理事長の。扇田さんとは書いていません。理事長の印鑑は誰が保管されてましたか。管理されてましたか。

扇田証人 この印鑑は、私が印鑑を管理しておりまして、誰にも渡してはおりません。必要のあるたびに、理事が集まりまして、捺印はしてありました。

下村委員長 先ほどの書類の中で、土地改良区代表者の印鑑及び資格証明書願というのを、下、荒井知事、県の方の書類になっていると思うんです。これは、扇田さんが捺印されたということを知っている。

扇田証人 これは、県に提出する書類ですね、はい。

下村委員長 奈良県知事荒井正吾さんということで、印鑑も押していますけれども、この書類はどう

いうようにして手に入れられたのですか、この書類を。この書類を取得する方法はご存じですか。

扇田証人 いや、知らないですけど、市役所の農林課から送ってくるものだと思いますけど。

下村委員長 市役所の農林課から持ってこられたと。

扇田証人 持ってこられたか郵送かな。

下村委員長 直接県ではなくて、市役所の方からですね。

扇田証人 と、私は認識しておりますが。

下村委員長 はい、わかりました。

ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 先ほど僕がお聞きした、このお金は、契約書に扇田理事長はサインしたことを覚えている、判こを押したんを覚えている、契約書にね。それで、葛城市から支払われたということ、そういうふうに認識していると。この契約書に押されたんですね。そういう契約をされるときに押印をされたと。そのときは、市と契約するというのをわかっているということは、山下市長の印鑑が押されてあったということですね。

扇田証人 山下市長の横にある印鑑ということですか。

西川委員 いやいや、山下市長の名前があったから、この葛城市との契約やと思われたんですね。

扇田証人 そうです、そうです。

西川委員 あ、そうですか。ほんだら、印鑑もちゃんと押してあったと、こういうことですか。

扇田証人 え、どの印鑑。あ、先か後か。いや、そこまで、そんなはっきり見ていないですね。先か後か言われると。

西川委員 先というか、理事長さんが押されるときに、この印鑑がもう既にあったということですか。名前はあったんですね。

扇田証人 名前はあったとは記憶していますが、山下和弥市長の右に印鑑があったかどうかという、その記憶までは覚えてないですね。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 済みません。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

先ほどちょっとちらっと捺印されるときは、理事を集めて捺印されるとちらっと言わはったような気したんですけども、この契約書のときは、自分一人で押されたのか、誰か集まって押されたんか。

扇田証人 済みません。ちょっと語弊がありました。理事を集めてと言っていたんですけど、あれはちょっと取り消させていただいて、必要に応じて、私の判断で押させていただきました。済みません。ちょっと間違っていました。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 そして、改めてこのときはお一人で押されている。

扇田証人 そうですね。

杉本委員 ほんだら、ほかの方はわからない、理事の方はわからないという感じですか。

扇田証人 事後連絡ということですね。

杉本委員 わかりました。ありがとうございます。

下村委員長 ちょっと先ほどの件で、またちょっと先ほどのページ、土地改良区代表者の印鑑及び資格証明願というところに、扇田さんの印鑑が押されているんですけども、理事長の名前で押されています。これを申請したということは、記憶にございますか。

扇田証人 奈良県に申請ですね。役員が2年ごとにかわりますんで、かわる年にこれは提出するものだというのは認識しておりましたんで、これは県に提出されているものと思います。

下村委員長 ここに使用目的と書いているんですけども、土地を寄附するための名義変更の使用と記載されていますけれども。役員改選とはまた別の書類になりますけれども。

扇田証人 あ、済みません。そうですね。

下村委員長 土地を寄附するための名義変更の使用と書いているんですけども。

扇田証人 ちょっとここ、私、見落としていました。

下村委員長 これに捺印されたという、申請されたということは、県の方に申請したという形になっているんですけども、これに対しては記憶にございますか。

扇田証人 あ、済みません。ちょっと勘違いしていました。役員改選のときじゃなくて、使用目的のどこまで読まさせていただけなかったんで、細かいところまでは覚えてないですね。

下村委員長 記憶にございませんか。

扇田証人 はい。

下村委員長 はい、わかりました。

ほかには、委員の方々でございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の扇田氏に対する尋問は全て終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。まことにありがとうございます。ありがとうございました。

(扇田証人退室)

下村委員長 本日の調査案件は以上であります。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

昨日または本日にわたりまして、非常に委員の皆さん方の熱心な、また非常に難しいことではございますけれども、いろいろご質問していただきまして、本当にご苦労さまでございます。また、傍聴の方も来ていただきまして、本当にありがとうございます。

これをもって百条委員会、旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたしたいと思っております。

閉 会 午後2時54分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

下 村 正 樹